

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置
変更許可（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）について（答申）

令和7年7月30日付け原規規発第2507302号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉設置変更許可申請書（周辺監視区域、敷地の境界等の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことの妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること等を総合的に判断した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。